

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2024年11月30日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

SB ペイメントサービス株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

Micro Market Shopping Card

3. 払戻しの申出期間

2025年2月19日（水）9:00～2025年4月30日（水）18:00

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

4. 申出の方法

ネオス株式会社 AvantiMarket サポートセンター

（受付時間9:00～18:00、土・日・祝日を除く）へプリペイドカードの番号、ご利用店舗の企業名、氏名をお知らせください。

電話：0120-37-7731 メール：MM-support@neos-corp.jp

※申出方法は電話、メール受付のみとなります。

5. 払戻しの方法

申出を受けたのち、サポートセンターにて未使用残高を確認の上、現金にて、設置先企業様の管轄部署様を通して手渡しにて払戻しをさせていただきます。

設置先企業での手渡しによる受け取りが困難な場合は、銀行振込にて払戻しをさせていただきます。サポートセンターへお電話、またはメールにて振込先となる銀行口座情報をお申し付けください。（手数料弊社負担）

6. その他当該払戻し手続きに関し参考となるべき事項

プリペイドカードの有効期限は1年間となります。

ご利用店舗での利用終了日までに有効期限が到来しておらず未使用残高があるお客様に払い戻しをいたします。

未使用残高の有無について不明なお客様は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

7. 払戻しに関する問い合わせ先

ネオス株式会社 AvantiMarket サポートセンター

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話：0120-37-7731 メール：MM-support@neos-corp.jp

東京都港区海岸一丁目7番1号

SB ペイメントサービス株式会社

2025年2月19日